

松江市告示第 96 号

松江市建築基準法関係指導要綱（平成 17 年松江市告示第 180 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(日影図) 第 7 条 日影図については、省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2(29)に掲げる明示すべき事項のほか、 <u>緯度は北緯 35 度 30 分とし明記すること。</u>	(日影図) 第 7 条 日影図については、省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2(30)に掲げる明示すべき事項のほか、 <u>次によるものとする</u> _____ <u>(1) 緯度は北緯 35 度 30 分とし明記すること。</u> <u>(2) 真北方位は 30 センチメートル以上の線分長で表示し、その測定方法を明記すること。</u>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。